

新聞にみる近代測量の黎明期に関する研究^{*}

A Study on the Japanese Modern Survey
written down Newspaper during Meiji Era.

知野 泰明^{**}・藤田 龍之^{***}

By Yasuaki CHINO and Tatsushi FUJITA

Abstract

The historical studies of Japanese civil engineering have not almost used newspaper as references. So, this study aimed to make the new studying way of the history of civil engineering by using newspaper.

In this study, at first, newspaper articles written about the Japanese survey during Meiji era were collected. Second, these articles were selected into the some categories of survey. Numbers of articles in each categories were counted and made the graph. In last of all, we compared with the usual history of modern Japanese survey and the new historical fact found in this study.

From this new studying way, it was found that the constructions of civil engineering paid attention from public opinion in each times and the history of civil engineering included the social background are made clear.

1. はじめに

日本の近代測量¹⁾は、明治初頭に始まり、20年代迄に政府の測量体制が整えられた。測量に関する明治政府の主眼は陸海の測量を行い、地図の作成、整備を推進することにあった。これに対し、一般的な近代測量は、測地、海湾に加え、河川、鉄道、道路、その他、土木の分野で広く行われるようになった。こうした近代測量の体制や技術の変遷について、これまで概説的な説明や研究はなされて来たが、その全体像を詳細にまとめた研究はないと考えられる。

また、従来の土木史研究を考えると、主として行政や土木関連企業が残した記録や、資・史料の文献が多用、新聞が史料として注目されることはほとんど無かった。そして、土木行政や技術者から見た土木史がまとめられる場合が多く、世論からの視点でまとめられることはほとんどなかったといえる。

この現状を踏まえ、本研究は土木史研究における史料として新聞に焦点を当て、その利用方法と価値

を検討し、新たな土木史研究手法を模索してみたものである。この新聞史料の収集テーマとして冒頭の近代測量を選び、明治期の新聞報道に見出される近代測量の様子と、これまでの研究で得られた近代測量の概説との比較を行い、新聞史料の価値について検討してみた。

更に、本研究では利用した新聞資料を全てテキスト・ファイル化しており、今後来るであろう土木史研究史料の電子情報化作業のケース・スタディーになることも目的の一つとした。

2. 新聞にみる近代測量の黎明期

2.1 測量の目的別、技術別種類

まず、後節で扱う測量記事の内容を分類して把握し易くするために、測量の種類をまとめておく。

(1) 目的別、測量の種類

①測地測量：測地学および地球物理学のために行われる測量であり、水準測量、三角測量、三辺測量、天文測量等によって地形や地表の長期的変動等を求める（本研究では陸地・海湾測量などによる国土基本図測量もこれに含めた）。

^{*} Keywords : 測量, 地図, 新聞史料, 明治時代

^{**} 正 会 員 博(学術) 日本大学工学部助手 土木工学科
(〒963 郡山市田村町徳定字中河原1)

^{***} 正 会 員 工博 日本大学教授 工学部土木工学科

②土木測量：土木事業の計画実施に際して行われる測量で、細分類として路線測量、道路測量、河川測量、砂防測量、ダム測量、鉄道測量、トンネル測量、港湾測量、都市計画測量、送電線測量などがあり、工事名を冠した名称が用いられる。

③農地測量：農業土木や農地の実体調査に関連して行われる測量

④鉱山測量：鉱山開発の為にされる

⑤地籍測量：土地の地籍・地番を明らかにする測量

⑥その他：建築測量、林業測量、土地区画測量、水路測量、天文測量、磁気測量

(2) 技術別、測量の種類

測量の技術から見た場合の分類としては、以下のものが挙げられる。

- | | | |
|--|---------|-------|
| ①天文測量 | ②基線測量 | ③三角測量 |
| ④トラバース測量(多角測量) | ⑤水準測量 | |
| ⑥平板測量 | ⑦航空写真測量 | ⑧三辺測量 |
| ⑨GPS(=Global Positioning System, 人工衛星を利用した基準点測量) | ⑩ランドサット | |

これら測量種類の内、①から⑥までは、近代測量の基本的な地図作製方法として行われてきた。また、⑦、⑧は戦後急速に発達した測量技術であり、⑨、⑩は特に近年利用されるようになった人工衛星を利用した精密な測量技術である。

以上の用語を、後の新聞史料の説明で利用したい。

2.2 明治年間における測量の変遷^{2) 3) 4)}

(1) 近代測量に関する従来の概説について

本研究で収集された新聞史料をみて行く前に、これまで述べられてきた、明治年間における測量の様子を概観することにする。ここでは、主として『明治工業史』土木編を参照し、その他の参考文献で補足した。その内容を年表としてまとめたものが表-1である。この年表をみると明治政府による測量内容のみで構成されている。つまり、これまで、近代測量の概説などは、政府による国土基本図作製のための陸地や港湾の測量について、そして担当行政機構の変化に関する内容が中心であり、土木測量に関する内容が含まれることはほとんどなかった。この近代土木測量の実体については、今後、別個に調査研究を行い、明らかにしなければならない。

このような状況から、本研究で近代測量の概説を振返る場合、明治政府の各行政機関における測量担当の変化と活動が中心となる。

この他の注意点として、明治初頭に外国人によって北海道の測量が始り、同19年からは北海道庁による測量が行われている。しかし、新聞記事収集の結果、これに関する記事が皆無に均しかったため、北海道主体の測量についての概観は省略した⁵⁾。

(2) 従来の近代測量に関する概説

では、表-1の年表に従って、明治年間における政府の測量の変遷を簡単にみてみよう。

明治における最初の近代測量は、明治2年(1869)に治河局が行った淀川の河川測量であった。

国土基本図作成のための測地測量は、まず、明治3年から港湾測量が兵部省海軍部によって始まり、地形測量が同4年に工部省と兵部省参謀局によって併立する形で始った。工部省と海軍部による測量は、どちらも英国お雇技師による指導と英国船の同航といった援助に依ったとされている。

明治6年には内務省が東京湾平均海面を決めるために驗潮作業を開始し、12年まで続けられた(24年に陸地測量部構内に日本水準原点が設置される)。

明治7年には、5年から工部省が行ってきた三角測量事業が内務省へ移された。更に13年には、この事業が前年設置の兵部省参謀本部へ移され、同本部による全国規模の陸地測量が開始された。これにより、それまで内務省と兵部省が行ってきた陸地測量事業は兵部省参謀本部による形へ一本化された。また、同本部は、明治15年に陸軍参謀本部として全国の測量計画を策定し、第2次大戦の終りまで大東亜共栄圏に及ぶ広大な測量を推進したのである。

海湾図については、明治初頭から海軍が担当しており、明治3年に測量が開始された。行政機構については、明治初頭に多少、担当局の名称変更が為され、明治9年以降は、それまで海軍の測量担当部所であった水路寮が水路局と名称変更され、同局が第2次大戦終了まで海湾測量と海洋図の作成に当たった。

以上が、従来の明治における測量体制と活動の概要であり、近代測量の概説でもある。これらの内容は、当時、世論からはどのように注目されていたのか、また、別に注視されていたものがなかったのかに注意しながら、次節の新聞記事をみていきたい。

表－１ 年表「明治年間における測量行政機関と、その活動の変遷」

(作成：知野)

	工部省・内務省関係、その他	陸軍関係	海軍関係
明治2年	治河局が河川測量を開始 ²⁾ 。		
明治3年 (1870)			海軍柳氏が軍艦第一丁卯丸で英艦シルビアと共に的矢港、尾鷲港の測量を行い、更に、塩飽諸島、備讃、瀬戸を測量する ²⁾ 。
明治4年 (1871)	工部省に測量司が設置され、英人マクウェン、他5名の指導で全国測量が始る ²⁾ 。東京～横浜間の鉄道測量が開始される ²⁾ 。	兵部省参謀局内に謀報係が設置され、地理偵察と地図編纂を実施（陸軍に於ける陸地測量事業の創始） ²⁾ 。	兵部省海軍部に水路局が設置される ²⁾ 。軍艦春日が、英艦シルビアと連合で北海道沿海測量を開始 ²⁾ 。軍艦春日が、単独で宮古、釜石湾を測量（翌年、第一号海図・釜石湾海図を発行） ²⁾ 。
明治5年 (1872)	測量師長マクウェンの指導の下、東京府下において、初の三角測量が行われる ²⁾ 。東京品川湾にて40日間の駿潮が行われる（日本初の駿潮） ²⁾ 。		兵部省水路局が、海軍水路寮と改められる ²⁾ 。水路局が磁針差測定を行う（最初の磁気観測） ²⁾ 。
明治6年 (1873)	内務省が、東京湾平均海面を定めるために、登岩島量水標による駿潮作業を実施（明治12年まで）。	陸軍が測地事業を計画 ²⁾ 。	
明治7年 (1874)	内務省に地理寮が設置され工部省の三角測量事業を継承する ²⁾ 。	兵部省参謀局に地図政誌課と測量課が設置される ²⁾ 。	海軍観象台落成 ²⁾ 。海軍、金星経過測量を行う ²⁾ 。
明治8年		平板測量実習を実施	
明治9年 (1876)			海軍条例により水路寮が水路局となり、庶務、測量、製図、計算の各課が設置 ²⁾ 。水路局、東京湾を測量する ²⁾ 。
明治10年	最初の地籍調査実施		
明治11年 (1878)	那須原野にて内務省による最初の基線測量が行われる。	兵部省参謀局が廃止され、参謀本部が設置。部内に地図課と測量課が置かれる ²⁾ 。	水路局が陸行測量により肥後沿海を測量する ²⁾ 。
明治12年 (1879)		参謀本部が全国測量の方針を立てる ²⁾ 。	水路局が日本水路誌と各地の水路誌を発行 ²⁾ 。
明治13年 (1880)	内務省が伊能図を基に、地籍図資料として「全国輿地図」を作成全国の20万分1地形図の作製にかかる。	参謀本部による全国測量開始 ²⁾ 。	
明治14年 (1881)		参謀本部が東京湾沿岸にて簡単な三角測量を実施し試測を行う ²⁾ 。測量にメートル制が採用される ²⁾ 。	水路局が、軍艦雷電により、陸前、陸中沿川の沿海測量に着手（これまでは平面測量で、海岸測量はこれが初） ²⁾ 。
明治15年 (1882)		陸軍が相模野で基線測量を行う ²⁾ 。陸軍参謀本部による全国測量計画策定	水路局が全国沿岸の測量計画を策定し実施（外国からの測量請願を拒絶するに至る、計画は大正6年に完結）。図誌課を設置 ²⁾ 。
明治16年 (1883)		陸軍が三方ヶ原基線の測量を行う。陸軍参謀本部が測量課の組織を改め、大地測量部（三角測量を担当）と小地測量部（地形測量を担当）とする ²⁾ 。参謀本部が一等、二等三角測量に着手（一等は大正4年に完了、二等は大正6年に完了） ²⁾ 、及び、一等水準測量に着手（大正7年に完了）。	水路局の測量課が量地課、観象課へ分離される ²⁾ 。
明治17年 (1884)		内務省地理局が実施していた全国大三角測量事業が参謀本部測量課へ移管（測量作業の内務省と陸軍省の併立が終了、内務省の基線がその後利用されず）され、地理課と測量課地図課が新設される ²⁾ 。陸地測量部が二等三角測量に着手（大正9年に完了） ²⁾ 。	
明治19年 (1886)			水路部条例が新定され、水路局が武官組織となる。また、水路部に測量課、図誌課、測器科、会計課が置かれ、更に、観象台が置かれる（水路部の基礎が確立） ²⁾ 。
明治21年 (1888)	天文観測が海軍から文部省へ（東京天文台となる）、気象と自記観測が内務省の管轄に移る ²⁾ 。	陸地測量部条例が公布。参謀本部は測量課を廃止、陸地測量部を新設（戦前の国家的測量事業の所管が確立される） ²⁾ 。	海軍に水路部が設けられ、海図作製を担当。
明治22年		陸地測量官々制と同任用規則が發布 ²⁾ 。	
明治23年 (1890)		陸地測量条例と同施行細則が發布 ²⁾ 。全国をカバーする基本地図は5万分の1で整備し、2万分1図と1万分1図は重要地区に限定される方針が立てられた（全国測量の早期完成のため）	
明治24年		陸地測量部構内に日本水準原点が設置 ²⁾ 。	
明治25年 (1892)	日本経緯度原点の値が公示（明治7年から公示への動きあり）		
明治30年 (1897)			水路部発行の全国沿岸の海図が約288種となり、日本近海を航行するに足るようになる（大正7年度に沿岸測量完了） ²⁾ 。
明治43年 (1910)		陸地測量部が、2万分の1地形図の全国整備（以前に内務省が立てた基本方針）を、2万5千分の1へ変更（34年掛りで完成する）	

2.3 新聞史料に見出される近代測量

本研究の新聞史料の収集方法としては、まず、測量に関係する記事を抽出し、コンピュータによるテキスト・ファイル化を行った(この内容は、本論分末の付録として一括掲載した)。そして、それらの記事を更に細分類し、その件数を年別にグラフ化してみた(図-1)。この作業は、一つの土木分野に関する記事件数の経年変化を数値的に表現することにより、世論からのその分野の注目度(新聞報道からという制約はあるが)を直感的に理解できるのではないかと考え行ってみたものである。

こうした手法により、これまでの土木史研究方法では得られなかった世論という広い側面から、統計的にも新しい史実を見出せるのではないかと考える。

(1) 利用した新聞史料について

本研究における新聞記事の収集に当っては『新聞集成 明治編年史』に掲載されたものを利用した。

『新聞集成 明治編年史』(以後、「編年史」と略す)のみで明治の新聞をカバーできるのかという疑問に答えるために同書の紹介をしておく。多少長くなるが、まず、同書の巻頭にある「東京帝國大學法學部 明治新聞雑誌文庫と本編年史に就いて」と題した寄書きをみてみよう。

「古い新聞紙雑誌は或る一部分の人々が現物を保存して、自己の趣味性を満足せしめたり、考古資料として愛重するに過ぎず、各地の圖書館所蔵は限定された種類の保存ばかりで其数が少い。今これを廣く蒐集して新聞紙雑誌の博物館を設立したならば、閲覧が自由で諸種研究家の便宜であらうとの思立ちで、東京帝國大學内に明治新聞雑誌文庫を設立する事になったのが昭和元年(大正十五年)の九月である。爾來其蒐集整理に努めて、今は既に明治時代の新聞紙が約八百七十種の三十七萬枚、雑誌が約五千六百種の十二萬五千部、圖書が約三千九百種の六千餘冊に達して居るが、果然明治文化研究の機運が勃興して、政治、文學、經濟、宗教、藝術等を始め、諸種の研鑽攻究熱が起り、随つて我文庫利用の人々が輩出するに至つた。

其中、昭和六年五月、友人中山泰昌氏が來訪されて、從來明治史實の刊行物は多くあるが、いずれも後人が作爲した粗略の記述、而も一方に偏した孫引、

ヒコ引に過ぎない編纂物ばかりである、今一生面を開いて、明治初期より近代に至る新聞雑誌の記事を主とした編年史を作り、記事其まゝの轉載で何等の工作を加へないものとしたならば、諸種研究家の堅實な參考資料と成ることが多大であらうと信ずる、就ては此文庫を利用するの外に途がないのであるが、思召如何かとの交渉に接した。予にも其素志があつたので、自己に代る人として其所志に賛成し、文庫の全面的利用を快諾した。爾來三年間、中山氏の撓まぬ努力と其取舍の選擇眼に敬服して、全新聞雑誌は勿論、附録、號外、錦繪、雜畫、雜書類までも開放的に提供したのであつた。〔下略一知野〕

昭和九年十月一日

東京帝國大學 法學部

明治新聞雑誌文庫主任者

宮 武 外 骨⁶²」

この文章に出てくる中山泰昌は「編年史」の編者である。この寄書きにより、昭和初頭における新聞史料の散逸状況や、その危惧、明治時代を伝える著作物内容の不確かさ、そして、東京帝國大學において新聞を収集することになった経緯などを知ることができる。

また、「編年史」の緒言では、中山自身による新聞を歴史史料として扱うことの重要性が述べられている。この内容が土木史研究における新聞史料の再評価にて参考になると思い、これも以下に引用する。

緒言

「新聞は人間の社會意識の本能に基いて發生したる、其の時代々々の詳細忠實なる報告書であり、たとひ然らざる場合とても、當時の世相を如實に反映する所の貴重なる記録である。

我が國に於ける新聞は、維新前後の頃に初めて芽生えて、爾來年と共に急激の發達をした。維新といへば日本が内外共に異常の衝擊を受けて、茲に歴史の一大斷層を作つた時であつて、舊來の面目は跡方もなく破壊され、先人の夢にだに描き得ざりし別乾坤が突如として打開されたのであるが、斯くして出現した明治の新舞臺こそは、我が帝國の歴史上嘗てなき複雑多彩の光艶に裏まれた最も輝かしい時代であると共に、謂はば新生日本の搖籃期であるから、

後の歴史家の研鑽討究は、必ずや其の重點を此に置くであらう。否、後代の史家を俟たず、我等現代人已に斯の新搖籃期の検討吟味には多大の興味と關心とを有たざるを得ない。近來明治文化の研究熱が蔚然として勃興したのは、寔に所以ありといふべきである。而して偶然—實は偶然でないが—にも、此の新時代の初頭から新聞が創始されたといふ事は、我等及び後人の爲に何といふ福祉であらう。

併しながら新聞は、必ずしも正確なる歴史の記録ではない。史家の採つて以て其の儘資料とすべき唯一の典據でもない。否、時として杜撰、沮笨、蕪雜を極め、臆面もなく誤謬を點出し、恰も時代の偽作物であるかの如き感を與ふる場合すらある。が、たとひ然うした例外の場合があるとしても、それを以て直に新聞の重要性を否定し去ることは出来ない。何となれば、新聞は其の日への社會の縮圖である、畫幀に疊まれた一聯の寫生畫である。其の點描と傳彩に多少の失策と擗拙とはあつても、此の位正直に無難作に、且無遠慮に時代の色調を反映してゐるものは無く、殊にこれ程社會の出來事を、大小それへの項目に分つて記録し、後日の分類と索出とに惜しみなく便宜を與へてくれるものは無いからである。

新聞には新聞の立場もあり、政黨政派の立場もあり、政黨政派の關係もある場合があり、其の他種々の複雑した理由から幾多の掣肘を受けて、屢々記事を歪める事がある。それと同様の事は、社會の事象そのものにも顯はれて、これを記録した新聞記事は甚しく眞相を誤つたものであるかも知れぬ。併しそれは時日の経過によつて漸次に精練せられ、其の過誤は悉く訂正されて行くのみでなく、其の誤謬の記事すら、一つの反射材料として有力な役割を受持つものなのである。即ち新聞記事は、過去の累積によつて更に其の價值を増大するものである。

固より此に謂ふところの新聞の價值は、報道通信を使命とする新聞本來の意義に就いてではなく、之を一つの史的資料として觀る上に於てのみいふのであるが、若し此の新聞なるもの亡かしたならば、現代の如き複雑極まる社會の事象を、後の史家は如何にして之を整理し按排し得るであらうか。恐らく何人もが、茫乎として其の端緒を攫むにすら苦しむであらう。況んや新聞機能の著しい發達は、記

事の正確を競ひ誇ること漸く甚しく、從つて之を直接の史料としても逸すべからざる典據となるべき權威をも有するに至るべきに於てをや。更に況んや新聞記事の累積は、史家の考察に誤られたり、斧鉞を加へられたりしない、生まの儘の歴史書としての一體系を成すに於てをや。〔下略〕」⁷⁾

この緒言において、編者は新聞内容を史料として單純に利用することの危険性を指摘しながらも、その時代を振返るための資料として重要であり、これほど、時代を世相から捕えた史料(文中では記録とある)はないと主張している。また、後の歴史研究で日本の近代化を考える場合、明治が注目され、そして、明治期の新聞が必ず省みられることも既に予見しており、編者の先見性が表出している。

また、緒言では、新聞史料が時代の写生となり得ることも指摘されており、今日の容易な録画映像技術が登場する前の時代ながら、新聞史料の画像的價值を示唆している点からも意義深い緒言と言える。

以上の寄書きと、緒言の内容を動機として編纂された「編年史」ではあるが、本研究による明治期の新聞の追調査によって、同書に掲載されていない記事があることも分っている。

しかし、本研究は新聞を史料として利用することから行政面からみた土木史と世相面からみた土木史を比較する方法論を探ることを第一の目的としている。このため、本研究では「編年史」に掲載されなかった記事はあえて無視した。

(2) グラフ

では、本節より明治期の新聞に掲載された測量に関する記事を見ていく。

まず、抽出された記事を細分類して件数をグラフ化した図-1について考察する。

このグラフ化のために設けた細分類は図-1の右側の軸にある。これらの細分類の内、一番奥にあるのは、各年における細分類件数の合計となっている。まず、この各年合計についてみると、明治年間における測量に関する記事は明治3年から同17年の明治前半に集中していることが分る。これらの件数合計を構成している細分類としては、陸地(測量)、海・湾、鉄道、川湖・上水、地図、規則・機構などである。これらの中で規則・機構については、明治の後

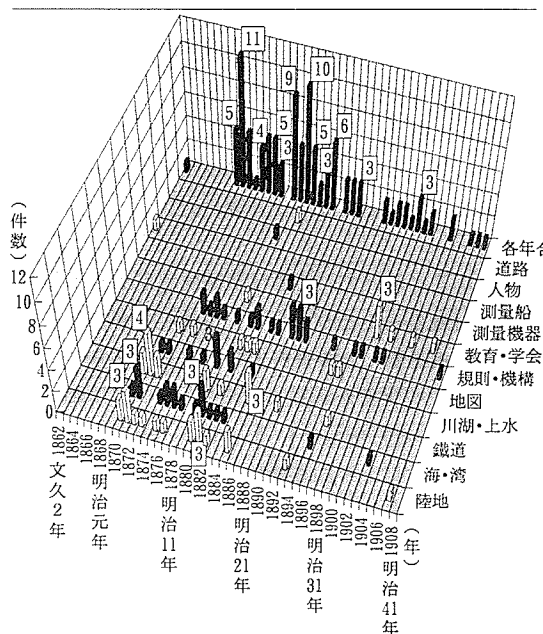


図-1 明治期の新聞にみる測量に関する記事の分類別件数

(注：件数が1、2個の場合はデータラベルを略した。作成：知野)

半にも記事が見られるが、件数としては明治前半が多くなっている。これに対して、教育・学会に関する記事は明治後半に集中している。以上の結果から、明治前半の新聞では、近代測量について、測地測量や土木測量が注目され、明治後半には、それらの記事はほとんど見られなくなり、測量を学術的に扱う記事が登場する。測量の規則や機構に関する記事件数は明治初頭に多いが、明治後期になっても消えることはなかった。

(3) 記事内容について

次に、図-1のグラフ件数を構成する記事内容をみていく。各記事の内容は本論文末に掲載しており、その見出しを年表形式にまとめたものが表-2である。同表では年代順に全ての記事が記されているが、頁数の都合上、分類別にはなっていない。そこで、ここでは図-1にある分類ごとの動きの内容を知ることが第一とし、各分類ごとの記事を表-2から拾ってみていくことにした。この方が、表-2の記事の全てを年順にみていくより理解し易いのではないかと考えられる。

①〔測量船〕の記事について

近代初頭の測量記事の最初は、文久2(1862)年における英国測量船の下関への来航の記事があげられ

る。このように幕末に既に西洋の測量船が日本で姿を見せ始めた。

②〔陸地〕〔海・湾〕の記事について

概説でも触れたように、行政が活動の中心であった〔陸地〕と〔海・湾〕の測量に関する記事は、明治3年のフランス軍艦による瀬戸内海測量の記事が最初となっている。この記事は年と内容ともに概説にある海軍による海湾測量の開始を裏付けているものである。翌4年には英国船も内海測量に参加している。明治7年には、イタリアの軍艦も海湾測量に参加している。概説では英国船のみが明治政府の内海測量に随行したように述べられているが、新聞を見るとその他の国の船による協力もあったことが分る。ことから、近代初頭の海湾測量には、幾つか西欧国からの協力があったと考えられる。

陸地より海湾測量の記事が先行したついでに、このまま海湾測量の記事を全てみておくことにする。

明治8年になると、日本の軍艦が朝鮮海の測量に出ているが、同年の記事から、朝鮮から砲撃を受けていることが分る。このことから、この測量が日本による一方的なものか、または、朝鮮から批判されていたものであったのではないかと考えられる。朝鮮近海の測量は、明治11、12年にも継続されている。

海湾測量に関する記事の集中は明治17年(1884)の記事で終わっている。その後は、2件程の記事が散見できるのみである。

陸地測量の最初の記事は明治3年の東京一円の測量がある。その後も東京付近の地形測量に関する記事が多少続いている。その他、特筆される記事としては明治8年の大三角測量、明治19年の参謀本部による全国測量の遅延などがある。この19年で陸地測量に関する記事の集中が終わっている。このように、概説の中心であった陸地測量についての記事は、新聞では少なく、特に全国規模の陸地測量活動の記事がほとんど見られないという意外な結果となった。

③〔鉄道〕の記事について

概説に出てこなかった〔鉄道〕に関する記事も比較的多くある。最初の記事は明治3年であり、東京～神奈川間の鉄道敷設での測量に関するものである。翌4年には、近畿地方の鉄道測量が開始されている。また、同5年には東京～青森間の鉄道測量に関する記事がある。その後、少し間があり明治13年に中山

表-2 明治期の新聞にみる測量に関する記事

月/日	年と項目〔 〕内に掲載新聞名、雑誌名、 ()内に付録にある史料番号を記した]
	■文久2年(1862)
9/13	英國測量船、下関に来る 各國使節搭々江戸に集り居館を設く〔バタビヤ新聞〕(1)
	■明治3年(1870)
1/17	佛艦瀬戸内海測量〔太政官日誌〕(2)
3/1	米佛人=北海道に著目す〔外務省日誌〕(3)
3/17	鐵道架設の爲 東京神奈川間測量〔太政官日誌〕(4)
6/22	鐵道測量の爲 外國人雇入〔太政官日誌〕(5)
間10/14	東京一圓 測量〔太政官日誌〕(6)
	■明治4年(1871)
1/17	佛艦が内海測量〔太政官日誌〕(7)
2/13	北海道沿岸測量〔太政官日誌〕(8)
2/15	北海道測量と李國帆船雇入〔太政官日誌〕(9)
2/25	北海道測量の爲め日英軍艦巡航〔太政官日誌〕(10)
3/7	鐵道敷設地測量〔太政官日誌〕(11)
3/9	鐵道敷設に關し用地を測量(中山道板橋宿から一京阪まで) (太政官達)(12)
3/10	▽京都敦賀間測量〔太政官日誌〕(13)
4/3	京都大阪間測量〔太政官日誌〕(14)
7/5	信濃川=測量〔太政官日誌〕(15)
11/8	東京府下の測量〔太政官日誌〕(16)
11/8	英船 内海を測量〔太政官日誌〕(17)
	■明治5年(1872)
4/30	全國の地圖作製〔東京日日〕(18)
4/—	鐵道敷設で 京阪間測量(新聞雑誌三八)(19)
7/—	工部省の全國測量(新聞雑誌五三)(20)
11/—	東京=青森間 鐵道敷設の測量(郵便報知二七)(21)
11/—	大阪の川口測量 和蘭人ワントルンが (博聞新誌七)(22)
	■明治6年(1873)
9/7	富士山に外人の登山 測量がまちへ 世界高山と比較〔東京日日〕(23)
	■明治7年(1874)
1/7	少内史塚本明毅鑑製の 大日本全國を天覽に供す 琉球は日本の新版圖たり〔東京日日〕(24)
3/29	測量方法確定〔東京日日〕(25)
9/23	測量司屋英人解雇 邦人で間に合ふ(郵便報知)(26)
11/15	神戸及瀬戸内海を伊國軍艦測量す〔日新實事誌〕(27)
	■明治8年(1875)
5/24	關東八州の大三角測量(28)〔東京日日〕
7/8	三角接合測量の標旗(29)〔郵便報知〕
7/17	日本軍艦朝鮮海を測量す〔朝野〕(30)
9/30	朝鮮海測量中の雲揚揚 突如朝鮮砲臺より砲撃さる (東京日日)(31)
10/22	著手中の利根川測量 經費不足で中止〔朝野〕(32)
	■明治11年(1878)
5/19	地質課を新設〔讀賣〕(33)
8/11	朝鮮近海測量の天城艦〔讀賣〕(34)
10/2	地理局測量課へ 觀象臺 建築〔東京日日〕(35)
10/15	朝鮮近海測量の爲 日連艦の發航(郵便報知)(36)
10/17	日本石油地測量第二年成績の申報〔朝野〕(37)
	■明治12年(1879)
1/8	玉川上水と神田上水 實測圖出來〔朝野〕(38)
1/15	寫真寒暖計と寫真測量器(横濱毎日)(39)
10/8	日本近海調査の孟春艦引揚ぐ〔東京日日〕(40)
	■明治13年(1880)
2/14	中仙道の鐵道測量 安八郎では馬肉大流行〔朝野〕(41)
3/7	東京高峰間鐵道 測量を終る—〔朝野〕(42)
6/27	近藤實等の攻玉塾に開かれた 陸地測量習練所 (朝野)(43)
7/30	參謀本部の測量臺〔東京日日〕(44)
8/3	函根湖水調査〔朝野〕(45)
9/21	中樞寺湖切落し案 遊澤彌作に測量依頼〔朝野〕(46)
9/21	測量狂市川方靜 寢食を忘れて其道の爲に盡す (朝野)(47)
10/16	朝鮮釜山まで 海底電線敷設測量〔朝野〕(48)
10/21	全國の湖水調査〔朝野〕(49)
	■明治14年(1881)
5/12	東京市區改正で 測量圖成る〔東京日日〕(50)
5/27	品川灣の測量 見込より速に淺し〔朝野〕(51)
7/8	東京灣築港測量 ムルドンの檢分〔東京日日〕(52)
7/26	中洲の埋立地測量と墨田の架橋測量〔朝野〕(53)
10/27	世界實測の航海 久水三郎—〔東京日日〕(54)
	■明治15年(1882)
1/19	箱根山開墾出願 一測量に着手—〔朝野〕(55)
1/28	舊御天守跡へ測量臺建設〔東京日日〕(56)
2/14	四國、長崎及陸明の水路を測量す〔東京日日〕(57)
2/15	小笠原島測量速延〔東京日日〕(58)
3/14	全國の國別地圖 地理局で調整を急ぐ (東京横濱毎日)(59)
3/28	九州及各島の測量 西海鎮守府の設置が 海防區域決定の爲か〔仙臺輸入〕(60)
5/24	富士川の開鑿 鐵澤から富士川へ〔有喜世〕(61)
6/7	青森東京間の線路 測量願許可〔東京日日〕(62)
9/6	官林の實地調査〔時事〕(63)
12/7	富士川水路測量〔東京日日〕(64)
	■明治16年(1883)
2/8	水路局觀象課〔東京日日〕(65)
5/25	由良港に砲臺築造 一測量に着手—〔時事〕(66)
7/17	皇居外廓の測量 參謀本部で府内を限なく測量す (自由新聞)(67)
10/12	文化年中世界地圖を複製したる伊能忠敬の碑建立 (郵便報知)(68)
11/5	▽測量點標〔東京日日〕(69)
	■昭和17年(1884)
1/12	海軍測量=終了 中國四國九州を中心に〔時事〕(70)
2/15	測量製圖翻譯請負 製圖會社を設立(郵便報知)(71)
	■明治18年(1885)
3/18	利根川工事實測終る〔朝野〕(72)
4/9	三角測量課 特置〔東京日日〕(73)
9/11	世界でたつた三つの大望遠鏡が据けられる (改造新聞)(74)
	■明治19年(1886)
4/26	海軍水路部官制〔官報〕(75)
7/27	東海道鐵道 測量に着手〔東京日日〕(76)
8/21	山陽鐵道 測量に着手〔朝野〕(77)
12/7	參謀本部の全國測量 尚十箇年を要す〔東京日日〕(78)
1/15	淺草公園地測量 貸地十萬坪 一坪二錢五厘 (東京日日)(79)
6/16	高崎造川間鐵道 測量に着手したが百姓達は悉く反對〔朝野〕(80)
	■明治21年(1888)
5/14	陸地測量部條例〔官報〕(81)
6/27	水路部條例制定〔官報〕(82)
7/24	測量標=規則〔官報〕(83)
	■明治22年(1889)
3/9	參謀本部條例=制定さる〔官報〕(84)
3/15	陸地測量官々制〔官報〕(85)
7/24	軍艦條例=公布〔官報〕(86)
	■明治23年(1890)
1/3	高崎造川間馬車鐵 線路實測に着手〔東京日日〕(87)
3/27	陸地測量標條例〔官報〕(88)
5/27	水路測量標條例公布〔官報〕(89)
	■明治25年(1893)
2/1	參謀本部の陸地測量事業〔東京日日〕(90)
10/4	參謀本部條例=改正〔官報〕(91)
	■明治27年(1894)
4/11	耐久地圖發明 測量手山田國三郎が〔時事〕(92)
	■明治28年(1895)
4/5	熱田灣築港測量〔日本〕(93)
7/7	西藏地圖の完成 北京の同文館で〔東朝〕(94)
	■明治29年(1896)
5/11	參謀本部條例改正〔官報〕(95)
10/24	中央高架鐵道測量(國民)(96)
	■明治30年(1897)
4/12	水路部條例改正〔官報〕(97)
	■明治31年(1898)
4/27	測地學委員會〔官報〕(98)
5/24	測地學委員決定 委員長は寺尾壽〔官報〕(99)
7/12	萬國測地學協會委員〔官報〕(100)
	■明治32年(1899)
1/16	參謀本部條例改正〔官報〕(101)
	■明治33年(1900)
5/25	水路部條例=改正〔官報〕(102)
5/15	萬國測地學協會及萬國物理學會二長岡半太郎出席 (官報)(103)
	■明治36年(1903)
4/20	測地學委員會の國際的事業〔官報〕(104)
5/30	千島海測量艦松熾 風雪激浪と戦つて海兵魚腹に葬らる (東朝)(105)
	■明治39年(1906)
12/26	萬國測地學協會から日本委員へ感謝〔官報〕(106)
	■明治40年(1907)
7/12	陸地測量事業 第三期事業は完了し更に第四期計畫實行 (東京日日)(107)
	■明治41年(1908)
12/19	參謀本部條例改正〔官報〕(108)

(出典:「新聞集成 明治編年史」より、作成:知野)

道や高崎付近の測量記事がある。最後の記事集中は明治19年(1886)に見られ、東海道や山陽道の路線測量の記事がある。このように、鉄道測量に関する記事は、全国への路線展開に即応して報じられた動きが見受けられた。

④〔川湖・上水〕の記事について

概説で明治最初に登場した河川測量であるが、新聞では明治4年に行われた信濃川の測量が最初である。翌5年にはフェンドールンによる淀川河口の測量記事が報じられている。8年には着手中の利根川測量の中止が報じられている。また、13年には湖水調査や測量の記事が集中しており、湖水測量が注目されている。明治15年には富士川水路の測量があり、同18年(1885)の記事を以て、川湖・上水の記事がみられなくなる。

⑤〔地図〕の記事について

測地測量の成果である地図に関する記事は明治5年からみられ、内容は全国の地図作成に関するものである。地図作成についての記事は明治14,15年などにもある。この他、地図関連の記事もあるが、地図の作成には直接関係ないものとなっている。

⑥〔規則・機構〕の記事について

規則・機構に関する記事は、明治7年の測量方法確定の記事が最初に見られる。記事の数はグラフで説明した通り、明治全体を通じて散見できるが、比較的、件数の多い明治前半の記事内容としては、測量の新しい規則や行政機構の変更、行政機構における測量施設の新設などの記事で構成されている。

明治21年以降は、官報で報じられた陸地測量部や水路部の條例制定や変更の記事がほとんどとなった。明治前半の記事は民間の新聞に掲載されたものであることから、測量に関する記事が民間へ直接伝えられたのは明治前半に集中していたといえる。

⑦〔教育・学会〕の記事について

前述したように教育・学会関係の記事は明治後半、それもほとんど末期に近いものが見いだせる。その内容は日本の測地学委員会や万国測地学協会に関するものである。これらの記事も官報に掲載されたものであった。

⑧その他の記事について

以上の分類の他、測量器械、人物、道路などの分類も設けたが、これらの記事は少ないので、内容の

紹介は省略する。記事件数の傾向としては明治前半末に集中している。

3. 結論

最後に、これまでの近代測量に関する概説の内容と、本研究の結果得られた新聞記事による近代測量の様子を比較して得られる知見についてまとめることにする。

明治における測量関係の新聞記事を集めた件数を数値表現した結果、明治前半に記事が集中しており、その内容は、行政による陸地・海湾測量のみならず、鉄道測量、河川・湖水・上水測量といった土木測量やその他に及んでいた。また、前節では触れなかったが、民間の測量技術者に関する記事も散見できた。

このように、新聞報道からして、明治の近代測量は、世論からは決して行政による動きのみが注目されたのではなく、土木事業やその他で行われていた測量についても注目されていたことが分った。

結語として、本研究のように土木史研究に新聞を史料として用いた場合、これまでの研究手法では得られ難かった、世論の目から注目された各時代の土木を世相を含めて知る手助けとなることが分った。そもそも、土木事業とは、経済、政治、そして世論をも巻き込み、自然条件に対応しながら推進されるものである。これらの事象の経年的蓄積の上に成立つ土木史を考えるには、官民両面に渡る幅広い史料の収集と解析が必要であることが、本研究である程度浮彫りに出来たのではないかと考える。

本研究が、今後、新たな土木史研究手法を考える上で、一助となれば幸いである。

【注釈・参考文献】

- 1) この用語は、近世までの日本の測量技術と対比するために用意したものであり、現代につながる測量技術の初期段階という意味で用いた。
- 2) 前掲『明治工業史』, pp. 1016~1029, 1034~1053.
- 3) 武田通治, 『改訂新版 測量学概論』, 山海堂, 1978, pp. 23~25.
- 4) 大嶋太市, 『測量学』, 共立出版, 1978, pp. 8~9.
- 5) 工学会, 『明治工業史』土木編, 丸善, 1929, p. 1047.
- 6) 中山泰昌, 『新聞集成 明治編年史』第1巻, 1939頃(本研究では1982年の復刻版を利用)。
- 7) 同前『新聞集成 明治編年史』第1巻, 緒言より。

〔付録〕近代測量に関する新聞史料

■文久二年(1862)

1. 英國測量船、下關に来る 各國使節續々江戸に集り居館を設く

(「編年史」第1巻, p. 7)

〔九・一三、バタヒヤ新聞〕日本 ○荷蘭カセロットに乗組みし者、多く眼を病みければ、先づ其六十餘人の者を、横濱のコンシュル役所の向なる明き處へ入れて養生せしむ。

長州下関にて日本役人は英國測量船の指揮役よりの願に任せ、日日上陸することを許し、且つ大凡日数三週の間役人と同道して諸方に徘徊し、殊に市中を遊覧せんとせり。但し役人も数度此船中に招かれたり。

各國の使節は日本政府の許を受けて、江戸にて旅館を設け、堀を穿ち堤を築かんとせり。

■明治三年(1870)

2. 佛艦瀬戸内海測量(「編年史」第1巻, p. 325)

〔一・一七、太政官日誌〕安藝、周防、長門、伊豫、豊前、豊後落々並日田縣へ御達 ○近日佛國軍艦、内海測量トシテ從備前尻見以西長門下ノ關迄罷越候、時宜ニヨリ上陸モ可致間、兼テ相心得、不都合無之様可取計事。

3. 米佛人＝北海道に著目す(「編年史」第1巻, pp. 328～329)

〔三・一、外務省日誌〕三月朔日、洋曆一千八百七十年四月一日、米利堅佛蘭西兩國士官ノ來候 ○此程蝦夷島測量目論見書一通、拙者共ヨリ北海道開拓長官閣下へ差出候處、拙者共見込ノ趣長官閣下ニ於テ御同意ノ旨ニテ、右ノ天皇陛下政府へ差出候様被申候間ニ付早速閣下ノ手ヲ經テ右見込ノ趣申上候。抑蝦夷島肝要ノ儀ハ申上候迄モ無之、同島ハ大國ニテ鎮山農産並魚漁數多ノ土地ニ候ハ共今僅ニ開ケ、殊ニ卷西亞領并朝鮮國ノ近隣ナレバ追日海軍攻守ノタメ肝要ノ場所ト相成可申、依テ同島海岸并港内其外警衛ヲ備フベキ場所等ノ測量或ハ其鎮山并外産物ヲ開カノ事最モ肝要タル旨拙者共謹テ貴政府へ致忠告候。且方今蝦夷島東西北海岸ノ景況ヲ諸人ノ案内ナルヲ以テ其海岸ニ近寄ル船大ニ危難ナルヲハ既ニ數般ノ破船ニテ明瞭ニ有之、加之内地ノ通路モ充分出來ザルヲ以テ兵ヲ備フベキ場所等モ知ザル由承り候。但シ武備ヲ爲スベキ國ニテハ平常其國ヲ巨細ニ測量スル事第一ノ要務ニテ、之ヲ量リ知ザレバ海陸軍ノ備アルトモ格別ノ功ヲ奏シ不申候。

一、蝦夷島海岸并港内測量其外鎮山産物等篤ト鑒定可仕爲メ、拙者共ヲ御採用枝下度、閣下ノ手ヲ經テ速テ貴政府へ奉願候。
一、島中ニ未ダ開ケザル金銀銅鐵并石炭山數多有之由致傳聞候、右ノ出產高ヲ熟知スル事貴政府ノ爲肝要ニテ、拙者共申立ノ通此等ノ事聊ノ入費ニテ取調出來可申候。尤拙者共老練或ハ才能ノ事ニ付、閣下又ハ貴政府ニテ尚御聞札被成度儀有之候ハバ、委細ノ儀ハ亞墨利加并法蘭西兩國公使へ御開合致下候ハバ相分り申候。貴政府ノ御見込モ可有之候間何事モ命ノ如ク致シ度存念ニ付、閣下御都合宜敷御面會御許枝下度、其御拙者共見込ノ趣委細辨明可致候、謹言。

千八百七十年四月一日

在東京 米利堅合衆國、其國海軍士官并測量方

ワルトン・ギンネル

同鎮山師 リウルモウル

佛蘭西國 大砲方士官并陸軍建築方

アントアン

澤 御閣下

4. 鐵道架設の爲 東京神奈川間測量(「編年史」第1巻, p. 331)

〔三・一七、太政官日誌〕鐵道製造ニ付、東京ヨリ神奈川迄、道筋測量被仰付候、御雇外國人引進、役々出張可致候條、爲心得相達候事。

5. 鐵道測量の爲 外國人雇入(「編年史」第1巻, p. 335)

〔六・二二、太政官日誌〕御沙汰書寫

名護屋藩 古河藩

飯野藩 小泉藩

笹山藩 高槻藩

半原藩 加納藩

芝村藩

鐵道製造ニ付、道筋測量トシテ御雇外國人引進、役々出張可致候條、爲心得相達候事。

6. 東京一圓測量(「編年史」第1巻, p. 348)

〔四一〇・一四、太政官日誌〕御布告寫

○今般東京一圓明細測量被仰付候ニ付、民部省ヨリ測量掛出張、道路ハ勿論、諸官省、藩邸、其外諸邸宅、社寺、町地ニ至迄測量致候、此旨可相心得候事。

■明治四年(1871)

7. 佛艦が内海測量(「編年史」第1巻, p. 355)

〔一・一七、太政官日誌〕〔倉敷縣へ〕近日佛國軍艦、内海測量トシテ從備前尻見以西、長門下ノ關迄罷越候、時宜ニヨリ上陸可致候間、此旨相心得不都合無之様可取計事。

8. 北海道沿岸測量(「編年史」第1巻, p. 358)

〔二・一三、太政官日誌〕〔兵部省へ〕今般北海道沿海測量、其省へ御委任被仰候條、英國軍艦付添、諸事不都合無之様、取許可致候事。

9. 北海道測量と李國帆船雇入(「編年史」第1巻, p. 359)

〔二・一五、太政官日誌〕御布告寫

○今般北海道測量被仰付候ニ付テハ、李國帆船船相雇、唐津邊ヨリ石炭積廻シ方、被差許候事。

10. 北海道測量の爲め日英軍艦連航(「編年史」第1巻, p. 360)

〔二・二五、太政官日誌〕御沙汰書寫

北海道開拓使

樺太開拓使

北海道海岸爲測量、御軍艦並英國軍艦、不日被差廻候ニ付、自然食料等關乏之節ハ、兵部省官員打合不都合無之様可取計事。

11. 鐵道敷設地測量(「編年史」第1巻, p. 362)

〔三・七、太政官日誌〕御達書寫

○今度鐵道線地所測量之爲メ、中山道板橋宿ヨリ京坂迄、街道筋其外共、地理取調トシテ工部省官員出張、其藩々管内道筋測量致シ候條、爲心得此旨相達候也。辛未三月〔辨官宛〕

12. 鐵道敷設に關し用地を測量(中山道板橋宿から一京坂まで)

(「編年史」第1巻, p. 362)

〔三・九、太政官達〕

名古屋藩 前橋藩

大垣藩 忍藩

高崎藩 高島藩

加納藩 小諸藩

安中藩 岩村田藩

○今度鐵道線地所測量之爲メ、中山道板橋宿ヨリ京坂迄街道筋、其外共地理取調トシテ、工部省官員出張、其藩々管内道筋測量致シ候條爲心得、此旨相達候也。

浦和縣 岩鼻縣

伊那縣 中野縣

笠松縣

同文(藩々ヲ縣々ニ作ル)

13. 〆京郡教習間測量(「編年史」第1巻, p. 362)

〔三・一〇、太政官日誌〕〔工部省へ〕京都ヨリ越前敦賀迄、測量被仰付候事。

14. 京都大阪間測量(「編年史」第1巻, p. 364)

〔四・三、太政官日誌〕〔工部省へ〕先般京都ヨリ越前敦賀迄、測量被仰付候處、猶又京都、大阪之間も同様測量可致事。

15. 信濃川＝測量(「編年史」第1巻, p. 384)

〔七・五、太政官日誌〕〔工部省へ〕越後國信濃河測量被仰付事。

16. 東京府下の測量(「編年史」第1巻, p. 408～409)

〔一・一八、太政官日誌〕御達書寫

東京府 品川縣

各通 浦和縣 小菅縣

葛飾縣 神奈川縣

今般東京府下測量之爲メ、測量司官員並御雇外國人等所々へ出張測量之爲メ、緊要之地所へハ目標トシテ別紙雛形之趣、旗號ヲ建置且又野外敷林等、場所ニ寄差障ニ相成候分ハ、出張官員見計ヲ以テ所役人へ相談、右敷林持主ハ相對示談之上、相當之代償若クハ手當等ヲ遣シ、伐除候儀モ可有之候條、未タニ至ル迄兼テ此段相心得サセ、不都合之儀無之様可取計事。〔測量標旗之略略〕

17. 英船 内海を測量(「編年史」第1巻, p. 409)

〔一・一八、太政官日誌〕大坂府並海岸縣々へ御達書寫 ○英國測量船周防衛ヨリ内瀬戸通島々及四國東南之諸港、豐後灘遠島、且志摩國海岸等、測量御許相成候條此段爲心得相達候事。

■明治五年(1872)

18. 全國の地圖作製(「編年史」第1巻, p. 450)

〔四・三〇、東京日日〕公開 ○今般當省ニ於テ、全國地圖製諸場軒ニ付、御用有之候間、各管下元一藩或ハ一縣限リ、兼テ取調有之候國郡村々明細地圖并二城市村落山河海岸ノ形状、其外風土記等并二別紙ノ廢ニ關係スル分、詳悉記載、早々可指出旨、陸軍省ヨリ布達アリタリ。

19. 鐵道敷設で 京阪間測量(「編年史」第1巻, p. 450)

〔四・一新聞雜紙三七〕京都ヨリ大阪迄ノ鐵道已ニ測量ニ取掛タリ、今ヨリニケ年ニシテ成就スベシト云。

20. 工部省の全國測量(「編年史」第1巻, p. 476)

〔七・一、新聞雜誌五三〕○此箇工部省ニ於テ御雇人ノ外國人、皇城ノ測量ニ取掛リタルニ、愚民共測量トハ心附カズ、何力無根ノ浮符ヲ云ヒ出セルモノアル由。

○先頃ヨリ工部省ニテ府下越中島ヨリ測量ニ取掛リ、追々日本全國ヲ測量セラル、由。

21. 東京一青森間 鐵道敷設の測量(「編年史」第1巻, p. 509～510)

〔一・一郵便報知二七〕東京より奥州青森までの鐵道線路取調べとして、鐵道寮三等出仕小野友五郎四等小手布施鐵道方本月五日出發せり。抑鐵路の便にして且迅速なる事は、横濱への往還にて、人々皆其利益あることを知り。今復此盛大の舉あるは、獨り山川跋涉の勞、盜賊危難の患ひを免かるゝ耳已ならず、開花進歩の速かなるは、實に我神州の耀榮にして、頗る外人の耳目を驚すに足るべく、亦我億萬生靈の幸福ならんか。

22. 大阪の川口測量 和蘭人ワントルーンが(「編年史」第1巻, p. 516)

〔一・一、博聞新誌七〕大坂川口ノ儀ハ、是迄水利宜シカラズ、時々御手入レモアリシガ、今般和園圃水理家ワントルーン、木津、安治兩川口水利ノ得失、海底ノ淺深等精細ニ測量シ、竟ニ天保山沖ニ新港ヲ營築シ、堂島川ヲ掘テ内港トシ蒸氣大船モ浪花橋マデ自在ニ入込マシムル目論見ニテ、不日取掛リニ相成ルベキヨシナリ。此大業落成ノ日ハ、浪花猶又一層ノ繁昌ヲ増サン。

■明治六年(1873)

23. 富士山に外人の登山 測量がまち 世界高山と比較

(「編年史」第2巻, p. 69)

〔九・七、東京日日〕横濱出版エコー、ヂュ、ジャポニ新聞に曰く、富士山は日本人の最も尊むところの美山にして、三國一の名山なりとて亦之を不二山と名く、此山に初めて登リし外國人は、先きの英公使アールコック氏にして、其後歲々此山に登る者愈々多し。然るに其高さの如きは、日本人外國人の測量する所も互に異なりて、未だ一定ならざるに付き、本年七月佛人レビシエー氏、此の日本第一の高サを窮めん爲登山し、極めて精密なる晴雨儀及び他の器具を以て、審かに其高さを測りしに、其絶頂海面を抜く事、一萬一千五百四十二英尺なる事を知れり、而して其以前外國人の測りたる所は左の如。

アールコック氏

一萬四千七百七十七英尺

フアガン氏

一萬三千零八十英尺

ウィルヘルムス氏

一萬零七百四十四英尺

此度レビシエー測ル所

一萬一千五百四十二英尺

今富士山と、世界の高山とを比較する爲め、左の表を掲。

印度イベレスト峯

二萬九千〇〇二英尺

同キンチンジンガ峯

二萬八千七百七十八英尺

亞米利加アコンガギエア峯

二萬三千九百十英尺

亞非利加キリマンジャロ峯

二萬英尺

歐羅巴モンブラン峯

一萬五千七百四十四英尺

日本富士山

一萬千五百四十二英尺

■明治七年(1874)

24. 少内史塚本明毅謹製の 大日本全國を天寶に供す

琉球は日本の新版圖たり(「編年史」第2巻, p. 104)

〔一・七、東京日日〕本月四日政治ノ節地誌課ニテ製セラレタル日本全國ヲ進覽セリト云フ。抑々地圖の類數多アレドモ、未ダ實測ノ全備スル者少シ、先日文部省ニテ撰定アル者頗ル精詳ナリシガ、今又本課ニテ此圖ノ成ルヲ聞ク。況や塚本君學門廣博殊ニ算數ニ長ジタレバ其善美想フベシ。今其上表ヲ得たり。茲ニ録ス。

少内史正六位臣明毅

旨ヲ奉テ日本全國ヲ製ス其成ヲ告グ、謹テ表ヲ奉テ上申者、伏以、乾道元年享利聖土ノ濱王臣ニ非ル莫ク、地維永ク立チ八州之内皆帝徳ヲ仰グ。恭惟、天皇陛下臨御以來百度更張、經綸之道維新萬邦黎黎雨露之恩日洽ク、北海諸州更ニ開拓之業ヲ興シ、琉球群島永ク藩王之封ヲ享ク。爰ニ皇國全國ヲ製シテ以テ乙夜之教覽ニ供ス。繪畫形ヲ成シ三府六鎮共ニ丹厓之下座ニ陳シ、太平象アリ、千山萬水澤テ日華之餘輝ヲ帶ブ、今や四方之隙目織廻ク搜ルヲ得ル者、蓋亦一統之治遐邇力ヲ竭スニ因ルノミ。臣竊雖數軒之至ニ任ザルナリ、謹テ表ヲ奉ジ恭進以聞。

神武天皇紀元二千五百三十四年

(明治七年)一月四日

少内史正六位臣 塚本明毅

25. 測量方法確定(「編年史」第2巻, p. 147)

〔三・二九、東京日日〕内務省達書乙第二十六號(府縣へ)今般測量方法一般確定相成候ニ付、是迄諸府縣ニ於テ管内實測製圖出來之向ハ實測之方法、其線之尺度詳細書立、製圖相關測量司へ可差出、并ニ當節實測施業中成ハ是ヨリ手始度候向モ、右同様方法尺度等書立、同司へ可承合、此旨相達候事。

明治七年三月廿八日

26. 測量司庭安人解庭 邦人に間に合ふ(「編年史」第2巻, p. 208)

〔九・二三、郵便報知〕元測量司御雇英人ハーデー其任に當らず、後一小區の測量を半年に於て事務の擧ざりしに由りて、八月申免職せられたり。就ては皇國人も追追此術に長じたる者出來せる、一斑を徵すべきなり。

27. 神戸及瀬戸内海を伊國軍艦測量す(「編年史」第2巻, p. 231)

〔一・一五、日新實事誌〕第百四十九號 ○今般伊太利軍艦ベトルビニニ號神戸及瀬戸内海岸測量之儀差許候條都々本年五月第六十三號迄米國測量船同様可心得此旨相達候事。

■明治八年(1875)

28. 關東八州の大三角測量(「編年史」第2巻, p. 324)

〔五・二四、東京日日〕東京府録事

○今般關東八州三角測量シテ、地理寮官員并御備外國人出張申付候、就テハ測量基點建設標旗取建ノ位置等、總テ同寮官員示談候ハ、協議ヲ盡シ、並支無之様手配リ可有之、將又基線見通候都合ニ因リ、地主持主等へ示談之上相當之代價若クハ手當差遣シ、樹木枝折又ハ田畑踏付候義モ可有之條、豫メ管内へ示諭、不都合無之様可取計此旨相達候事。明治八年五月十九日 内務卿大久保利通

右之通爲相達候間、各區無誤可相商者也。

明治八年五月廿三日

東京府知事 大久保一翁

29. 三角接合測量の標旗(「編年史」第2巻, p. 351)

〔七・八、郵便報知〕〔東京府へ〕今般地理寮において、府下三角接合測量致候に付ては、別紙五種の標旗、右測量中各所に建設候條、爲心得此旨相達候事。

明治八年六月廿九日

内務卿 大久保利通

〔略略・知野〕

30. 日本軍艦朝鮮海を測量す(「編年史」第2巻, p. 363)

〔七・一七、朝鮮〕日本測量船丁卯艦は、朝鮮海岸を測量せんと欲して已に其海中に在り。按ずるに、日本政府が其使節と共に此艦を發せしものは、深き慮ありての事ならん。即ち今此艦と同行する一軍艦あり其内には日本使節衆組み、朝鮮に至りて通商の條約を爲さんと務められたれども、其事遂に成らざりし。使節は朝鮮國王に面謁せん事を乞ふたるに、始めは之を許さず、後漸く其望みとげたれ共、首尾甚だ十分ならざりしと。(同上)

31. 朝鮮海測量中の雲揚艦 突如朝鮮砲臺より砲撃さる

(「編年史」第2巻, p. 407)

〔九・三〇、東京日日〕日本の軍艦なる雲揚艦は、朝鮮の來港に投錨し、去る廿一日その端舟を卸して海岸の測量をして居たる處に、朝鮮の臺場より突然と發砲したるに付き、雲揚艦よりも砲砲を發し、兵を率ゐて上陸し、右の臺場を襲取り、陣營ならびに人家を焼拂ひ、其旨を森山繁君に知らせ置き、直に長崎まで引上げたるよし。一昨廿八日の夜七時ごろ電信にて長崎より政府へ報知ありし趣を、昨日より市中にて専ら風説あり。

32. 著手中の利根川測量 經費不足で中止(「編年史」第2巻, p. 418)

〔一〇・二二、朝鮮〕丙第六十號(東京府へ)利根川測量之儀、當今著手中之處當節經費年額之都合モ有之、當分差止候、付而ハ兼テ出張申付來候土木寮官員等一應引揚候條、此旨相達候事。明治八年十月十七日 内務卿 大久保利通

■明治十一年(1878)

33. 地質課を新設(「編年史」第3巻, p. 393)

〔五・一九、讀實〕此ほど地理局測量課の構内へ地質課を設けられ、課長は御用掛の荒井郁之助が兼られますと。

34. 朝鮮近海測量の天城艦(「編年史」第3巻, p. 433)

〔八・一一、讀實〕先ごろ朝鮮近海を測量の爲め出張に成つた天城艦は車の羽根を落して一旦長崎まで歸られ、此ほど修繕が出来あがつたが、艦内に殊の外病人が多いゆゑ暫らく出帆を見合せて居られるといふ。

35. 地理局測量課へ 觀象臺 建築(「編年史」第3巻, p. 453)

〔一〇・二、東京日日〕今度茨町の地理局測量課の構内へ、煉瓦造の觀象臺を設けらるゝよし、其入費千五百圓餘なりと。

36. 朝鮮近海測量の爲 日進艦の發航(「編年史」第3巻, p. 461)

〔一〇・一五、郵便報知〕日進艦は天城艦に替りて、不日朝鮮へ向け出帆し、同じく近海を測量され、筑波艦は目今横須賀造船所に於て修繕中なるが、此の修繕は來十二年六月頃ならでは落成に至るまじとの見込なりしが、既に此程の模様にては、本年十二月頃迄には落成し、品海へ回送し、兵學校の生徒を乗込ますと云ふ。又扶桑艦は、兼て英國へ注文されし二箇の「スクルーフ」の此の程落成して到着せしに付、當時横須賀にて此を取付け、同廠修理を畢し上は、齋館へ向け出帆するよし。

37. 日本石油地測量第二年成績の申報(「編年史」第3巻, p. 462)

〔一〇・十七、朝鮮〕地質學兼鍊山師ベンジャミン、スミスライマン氏の著述なるレポート、オン、ゼ、セコンド、イヤルズ、プログレス、オブ、ゼ、サルウエイ、オブ、オイル、ランツ、オブ、ジャツパン。(日本石油地測量第二年成績の申報)が、工部省にて出版になりました。

■明治十二年(1879)

38. 玉川上水と神田上水 實測圖出來(「編年史」第4巻, p. 7)

〔一・八、朝鮮〕玉川神田上水の水路は是迄確かなる測量圖も無かりしに、近日玉川上水路實測は府縣より官員出張になり、神田上水路實測は關左衛門町の測量社へ依託せられ已に繪圖も出來せり。玉川上水は大木戸より羽村水門迄、長さ二萬三千五百零六間、高低三百零一尺餘、神田上水は小石川花水橋より井の頭水門迄、長さ一萬二千三百六十八間半、高低百二十六尺餘なり。

39. 寫眞寒暖計と寫眞測量器(「編年史」第4巻, p. 13)

〔一・一五、横濱毎日〕寫眞寒暖計は晝夜の別なく絶えず寒暖計高低の度を寫眞に採る器械にして、昨年中地理局に設けられしが、本年よりは一年中の寒暑表を此器械にて製せらるゝ由。又寫眞測量器と云える器

械を同局より外國へ注文せられしよし、此器械は寫眞器以て土地の角度を其儘に寫し出す至て便利の測量器なり。

40. 日本近海調査の番春艦揚ぐく「編年史」第4巻, p. 113

〔一〇・八、東京日日〕先ごろ近海測量として航行せし番春艦は、能登の七尾港より昨日長門の馬関へ着し、同港近傍を測量して歸航すべしと云ふ、又た此程朝鮮より歸航せし高雄丸は、當分のうち長崎に停泊の積りなりと。

明治十三年(1880)

41. 中仙道の鐵道測量 安八郡では馬肉大流行く「編年史」第4巻, p. 166

〔二・十四、朝野〕岐阜新聞に、滋賀縣下長濱より、本縣下關ヶ原を経て中仙道通勝山村迄の間を、此度鐵道局より出張有りて線路測量に取り掛るゝ由にて、同局より本縣へ照會ありし趣き、道路の説には是れより木會川を経て犬山より名古屋へ線路を設けられて、追々中仙道通りを着手になれば、此道は支線になる積りの由云々。又同新聞に、安八郡大藪村邊は餘程頑固の風習にて、是れ迄絶えて牛内などを喰ひしことなく、馬内を珍重すること實に夥しく、丸屋、麥田屋など云ふ料理店にては、日々馬内の賣れることは日方一貫目程なりといふ。

42. 東京高崎間鐵道 一測量を終るく「編年史」第4巻, p. 179

〔三・七、朝野〕東京より前橋高崎へ鐵道建築は此程測量済に付、工部省にて繪圖面引きしに着手せられたりといふ。

43. 近藤眞琴の攻玉塾に開かれた 陸地測量習練所

〔「編年史」第4巻, pp. 225~226〕

〔六・二七、朝野〕芝新錢座近藤眞琴先生の攻玉塾にては、曩きに航海術を専門とする者の爲めに航海習練所を設けられしことは、其の頃の新聞に記載せしが、此度又陸地測量を専門とする者の爲めに該習練所を開設し、去る十三日開塾式を行はれたり、同日は祝文を朗讀し及び演説をなし、人も有りて、随分盛んにて有りし由、抑々此校を開かれし旨趣は、量地の術たる之を大にしては國郡真正の地圖を製し、各種の地質を類別し、民政に資し財政に便し、兵事に供し、之を小にしては鐵道を設け礦山を穿ち、電線を架し曠野を拓き、溝河を通じ堤防を築く等、皆此術に因らざるはなく、國家一日も缺くべからざる要務なるを以てなり、又其教則を聞くに、豫科、本科前後兩期の三期（一期六ヶ月）となし、豫科の科目は加減乗除より三角、算法に至り、本科前期は、量地術諸器具の説明、野簿記載式、鎖錠、方位、角度、高低の諸測量、普通製圖、實測圖、縮圖、截面圖の製法、實積算計、地面分割の兩法、彩色用法、同後期は、諸測器改正並用法、測量實地因習、實測圖製造にて、毎月小試験、一期毎に卒業試験をなし、合格者の者には三期の後、卒業證を附與し、又高等陸地測量として、國縣及び全國等大部測量の方法より天文、經緯等の總て地上に干する者は、卒業期限の制規を立てず、成業の部は試験合格のものへ卒業證に記入して與へらるゝと、該校は測量器具も完備したる故生徒の進歩も速かなるべし、斯る緊要用な専門校の開設にたりしは、實に社會の爲めに資すべきことなり。

44. 參謀本部の測量臺く「編年史」第4巻, p. 243

〔七・三〇、東京日日〕現に建築に着手中なる（舊彦根邸）陸軍參謀本部中へ、高き六丈の測量臺を建られ、臺下を生徒の合宿所とせられ、同臺にて實地に就き測量術を執業せしめらるゝと云ふ。

45. 函根湖水調査く「編年史」第4巻, p. 243

〔八・三、朝野〕今度其筋にて函根湖水の深淺、里數等を測量せらるる由。

46. 中禪寺湖切落し案 遊澤瀾作に測量依頼く「編年史」第4巻, p. 243

〔九・二一、朝野〕下野喜連川宿に寄宿する遊澤瀾作氏は有名な測量家なるが、今度上野の新田、山田、佐位等の三郡の有志者より同人に依頼し、日光中禪寺の湖水を切り落し水田を開らかんと既に實測に取り掛りし由、此水十分に該地へかれば、凡そ五萬石程の開田を得る見積りなりとぞ。

47. 測量狂市川方靜 寢食を忘れて其道の爲に盡す

〔「編年史」第4巻, p. 272〕

〔九・二一、朝野〕福島縣下白河の士族市川方靜氏は幼年の比より測量の術に志し、晝夜となく山川原野を跋渉して實地を研究し往々寢食を忘るゝに至りしより、世間にては測量狂人なりと嘲けるを更に意とせず、竟に測方儀といふ器械を發明して世上に示されしに如何にも便利なれば人々始めて感服し、同縣士族松澤信義氏其術を學んで算法量地理解といふ書を著はし昔く器械の用法を示せり、されより山形縣下の二口越開墾の時、市川氏は此の器械にて測量の功を奏し又開成山開拓にも之を用ひて測量し、其後ますます勉勵刻苦して一應運轉自在なる器械を發明せし處、世人稱して市川儀と言ひ、甚だ便としけるを同氏は猶も満足せず、此の器を稱するに市川の姓を以てするは吾が恥づる所なりとて又々丹精を凝らして之を改作し、本年四月中雛形を以て其の製造を東京淺草茅町二丁

目の器械製造師大陽源助氏に依頼し置かれしが、出來の上は舊同藩士の測量家伴勘三郎氏と共に實地を試験せんとて近々出京さるゝとの事。市川氏は元來富有の身にもあらざれば、家財を舉げて悉く之が費用に充て、常に曰ふ様、我れ世人と鉢利を争ふを好まず、又五斗米の爲めに腰を折るを欲せずと、自から稱して不求庵といへり。然れど其の求むる所は甚だ大にして、苟くも世の同志者には此の術を傳授し、山を鑿ち壑を埋め大に往來を便にし、或は盛んに原野を開墾し、不毛の地をして悉く膏腴の地たらしめんと目的なりといふ。

48. 朝鮮釜山まで 海底電線敷設測量く「編年史」第4巻, p. 284

〔一〇・一六、朝野〕今度長崎より對州嚴原を経て朝鮮釜山浦迄海底電線敷設の爲め、不日工部省より測量に取掛らるゝと云ふ。

49. 全國の湖水調査く「編年史」第4巻, p. 286

〔一〇・二一、朝野〕今度琵琶湖を始めとして、箱根日光其他全國の湖水を測量さるゝに付、先づ琵琶湖より不日着手になるといふ。

明治十四年(1881)

50. 東京市區改正で 測量圖成るく「編年史」第4巻, p. 390

〔五・一二、東京日日〕東京市區改正のため先頃より品海を測量せられしが、地質及び淺深の測量繪圖は昨日出來たり、其箇所は隅田川、大橋、中洲、石川島、海軍省中、足浦、品川、洲崎并に中川の近傍なりと云ふ。

51. 品川灣の測量 見込より遅に淺しく「編年史」第4巻, p. 398

〔五・二七、朝野〕今度其筋にて品川灣を測量されし處、見込みよりも餘程淺く、築港になるべき場所は其深さ十六尋より十八尋までなりしと。該所は築港築造以前は三十尋餘もありしに、其以來漸々埋りて斯く淺くなりしと聞く。

52. 東京灣築港測量 ムルドンの檢分く「編年史」第4巻, p. 409

〔七・八、東京日日〕兼て府廳にて東京灣築港測量の儀を頻りに盡力ありしが、議論區々にて決しかねる廣あるを以て、今度内務省へ照會し、御雇工師ムルドン氏を借り受け、實地の見分を依頼されしかば、同氏は去五日富田土木局八等屬を隨へ、石川島より乗船して隅田川東橋まで溯り、夫より引返して品川灣退潮の模様等をも實見されしとぞ。

53. 中洲の埋立地測量と墨田の築橋測量く「編年史」第4巻, p. 417

〔七・二六、朝野〕大川端なる中洲の埋立地を今度其筋にて測量されし處、合計三千七百五十坪餘あり、又同所渡船場へ築橋の見込にて水上の間敷を測られしに、二百〇八間二尺五寸ありて、深川の方は濱野海岸に此すれば、一尺二寸程も低地なりと聞く。

54. 世界實測の航海 一久水三郎く「編年史」第4巻, p. 479

〔一〇・二七、東京日日〕昨年の春中世界實測の命をうけて英國シーアネスを抜船せし英國軍艦フライングペン（艦長ホスキンス氏）に乘組し外務省に奉職の久水三郎氏は、去る廿五日一まづ上陸し、三四日の休息にて又同艦にて來赤までを期とし、南海を航行せらるる筈なりと云ふ。

明治十五年(1882)

55. 箱根山開墾出願 一測量に着手く「編年史」第5巻, p. 16

〔一・一九、朝野〕東海道の間に極めて險阻なる彼の箱根山は、近頃駿河國駿東郡の湯山平治郎、岩崎十郎、松井謙治の三氏、相州木賀の勝又某氏外數名の盡力に依り、同郡深良村字須釜山より駿河津峠を経て相州仙石村を経過し、木賀より湯本宿に通ずる險道を開墾せんと、神奈川靜岡の兩縣縣へ出願し、舊年十一月廿一日兩縣の官吏出張見分になり、現今測量に掛り居らるゝ由に聞けり。

56. 舊御天守跡へ測量臺建設く「編年史」第5巻, p. 20

〔一・二八、東京日日〕内務省地理局測量課にては、竹橋内なる舊御天守臺跡へ、測量臺を建設せらるゝよしにて、近々着手に相成るよしなり。

57. 四國、長崎及陸羽の水路を測量すく「編年史」第5巻, p. 29

〔二・一四、東京日日〕海軍水路局にては、本月下旬より四國、長崎、陸羽等の沿岸を測量せらるゝよしにて、不日に尉官を三組に分ちて派出せらるゝよし。

58. 小笠原島測量遅延く「編年史」第5巻, p. 29

〔二・一五、東京日日〕内務省地理局より小笠原測量のため、昨年十一月に測量士を出張せしめられ、本年五月までに整頓の積りなりしに同島は昨年の暮より風浪烈しくて未だ海岸の測量をなすこと能はざれば、本年八月九日まで掛るべしとの報ありと云ふ。

59. 全國の國別地圖 地理局で調整を急ぐく「編年史」第5巻, p. 47

〔三・一四、東京横濱毎日〕地理局の地誌課にて今度更に東北地方の地圖を調整せらるゝとのことは曾て記載せしが、右は東北地方のみならず、日本全國の地圖を調整せらるゝよしにて、已に東山、北陸の兩道に係る分は悉皆出來し、昨今は東海道の分に着手中なるが、最と精密を要し富士山のみにて一日間を消費すよし、又た該圖は餘程取急がるゝに付き、晝間は午前八時より日没まで詰切り、同局官吏中にも退廳時限後

より右に従事せらるゝ人あり。

60. 九州及各島の測量 西海鎮守府の設置が海防區域決定の爲か

(「編年史」第5巻, p. 55)

〔三・二八、仙臺輸入〕海軍省にては今度西國および各島の海岸要地を測量して、海戦防禦の區域を定めらるゝに付き、水路局の官吏はその測量のため近々に同地へ出張せらるゝより、或はいふ、西海鎮守府を設けらるゝにつきて、その管轄の區域ならびに防禦線等を定めらるゝためなりといふ、京濱に。

61. 富士川の開鑿 飯澤から富士川へ(「編年史」第5巻, p. 83)

〔五・二四、有喜世〕駿州富士川より甲州疎濬まで十八里の急流を開鑿して、通船の便を計らんと外國人に測量を依頼せしが、海面より實測するに、凡そ七丁の高底ありしかば、昨今岩石を破毀して水底を平均することに着手したりとの報道ありし。

62. 青森東京間の線路 測量許可可(「編年史」第5巻, p. 87)

〔六・七、東京日日〕日本鐵道會社

○同社より工部卿へ、青森東京間の鐵道第二區線路測量の儀に付此ほど左の願書を差出されたるに次の如く指令ありたりと云ふ。

豫テ奉願候東京前橋間鐵道工事ノ儀即今御着手ノ運ニ際シ候上ハ、此度更ニ第二區地方ヘ測量御着手被成下度、此段奉願候也。

但本文經費ノ儀ハ御指揮ニ隨ヒ進呈可仕候也。

明治十五年五月廿二日

日本鐵道會社々長

吉井 友賢

工部卿代理

山縣有朋殿

書面願之通聞届候事。

明治十五年六月三日

工部卿佐々木高行代理

参事院議長 山縣 有朋

63. 官林の賣地調査(「編年史」第5巻, p. 145)

〔九・六、時事〕農商務省に於ては奏任官一名を各地方へ派出せしめられ、官林賣地測量を近々始めらるゝよして、既に判任官を先發として出張になり、右の下檢査に着手ありしよし。

64. 富士川水路測量(「編年史」第5巻, p. 188)

〔一・二・七、東京日日〕東海道富士川の水源より海に達するまでの水路を、頃日來土木局に於て測量に着手せられし所、去る十月初旬霖雨の爲に實測の標杭等悉皆流失せしに付、再度實測として同局より官吏を派出せしめらるゝと云ふ。

明治十六年(1883)

65. 水路局觀象課(「編年史」第5巻, p. 238)

〔二・八、東京日日〕同局中に觀象課を置れ従前の測量課を量地課と改め、量地課長は肝付少佐にて、觀象課長は磯野大尉が命ぜられたり。

66. 由良港に砲臺築造 一測量に着手(「編年史」第5巻, p. 302)

〔五・二五、時事〕淡路國津名郡由良浦は、淡紀兩國の海門に蟠據し、攝海の大鎖鑰とも云ふべき天然の良港なれば、今度陸軍省にて一の砲臺を築造さるゝ哉の噂ありしが、右等に付てか頃日陸海兩軍の士官數名が出張し、該港内の淺深及び風潮の速力等を詳細測量中なる由。

67. 皇居外廬の測量 参謀本部で府内を隈なく測量す

(「編年史」第5巻, p. 324)

〔七・一七、自由新聞〕参謀本部の測量課にては官吏數名を派出せしめられ、豫て昨年中より東京府内を隈なく測量せしめられしなりしが、昨今は最早あら方測量済になりたるを以て、近々假皇居并に青山御所等の外廬を測量さるゝ間。

68. 文化年中世界地圖を製作したる伊能忠敬の碑建立

(「編年史」第5巻, p. 324)

〔一〇・一二、郵便報知〕此ほど川村参議が、不圖得られたる海外各國の地圖は、文化年中幕府の旗本伊能勘解由なる者が編纂調整せしものにて、現今の地圖に参照するに僅かの差異あるのみにて、實に其煩瑣の如き精密正確なる地圖を調整せしは感ずるに餘りありて、我國の榮譽とも云ふべければ、同人の名譽を表彰し、不朽に傳へんと、今後佐野元老院議長と謀り、高輪大木戸の左側への碑石を建て、其事を勅せんと言下較計さるゝよし。

69. 測量點標(一一・五、東京日日)(「編年史」第5巻, p. 378)

地理局にて今度下谷區三味線堀高橋、同區坂本町廿六番地廿七番地間、同區坂坂町往來の三ヶ所へ測量點標を埋藏せられたり。

明治十七年(1884)

70. 海峯測量を終了 中國四國九州を中心に(「編年史」第5巻, p. 378)

〔一・一二、時事〕昨年二月肝付海軍少佐と共に整備防海岸測量のため出張したる三浦海軍中尉外一名は同年七月右海岸の測量を終へ尚ほ安藝、伊豫、筑前、肥前の四箇國に於て水雷敷設に關する要處凡二十箇處を測量して同十二月廿六日歸京し、海軍中尉高野頼康、同關文兩の兩氏は肥前大村灣を測量し去る二日歸京したり。

71. 測量製圖編輯諸費 製圖會社を設立(「編年史」第5巻, p. 423)

〔二・一五、郵便報知〕今度芝區柴井町十六番地に本局を設置したる製圖會社は、其業に精練の人々が結合して、測量及び諸種の製圖、英佛獨語翻譯、寫字、銅石木版彫刻等依頼者の望みに應じて調整し、且つ諸

要により社員を府内外へ派出し又は雇に應ずるよしなり、頗る便益の事業といふべし。

明治十八年(1885)

72. 利根川工事實測終る(「編年史」第6巻, p. 55)

〔三・一八、朝野〕利根川は内務省土木局の直轄にて、關南に出張所を設け全川を管轄せらるゝ事なるが其流域は埼玉縣下妻村より千葉縣下総子港迄、大凡里程四十五里餘の平面實測は既に整ひしが、猶高低速力をも測量し製圖整頓の上にて工事に着手せらるゝ筈なり、但し北浦霞ヶ浦其他の沼々、鬼怒川等も實測せらるゝ筈なりしが、御都合にて見合せられしと。

73. 三角測量課 特置(「編年史」第6巻, p. 65)

〔四・九、東京日日〕参謀本部測量局三角測量課は、此度内務省より引渡されたるに付、彌々同課は特別に置かるゝ事となり、其定額金は近萬三百二十圓八十七錢と定められたりと云ふ。

74. 世界でたつた三つの大望遠鏡が据付けられる(「編年史」第6巻, p. 151)

〔九・一一、改進黨新聞〕舊本丸の内の地理局測量課の測量臺は、今度天守臺の南の角へ煉瓦にて新築され其の上には日中測量の大望遠鏡長さ九メートル(我二丈七尺)ある者を据付けらるゝよし。此の望遠鏡は五大洲中三個の一なる第三等のものにして已に到着し居れりと。又右測量臺建築費は凡そ一萬圓許なりと云ふ。

明治十九年(1886)

75. 海軍水路部官制(「編年史」第6巻, p. 274)

〔四・二六、官報〕勅令 ○朕海軍水路部官制ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治十九年四月二十二日

内閣總理大臣伯爵 伊藤博文

海軍大臣伯爵 西郷從道

勅令第二十六號

海軍水路部官制

第一條 海軍水路部ハ水路測量、海關調整、水路誌編纂、氣象觀測及圖誌測器ノ配備、其他航海ノ保安ニ關スル事項ヲ掌ル。

第二條 水路部ニ測量科圖誌科測器科觀象臺計算課ヲ置ク。

第三條 水路部ニ左ノ職員ヲ置ク

部長	一人	少將
測量科長	一人	大佐或中佐
圖誌科長	一人	少佐
測量班長	三人	少佐或大尉
觀象臺長	一人	大尉或技術官
測器科長	一人	大尉
圖誌科僚	一人	同上
測量士	六人	大尉或中尉
觀測士	一人	尉官或技術官
計算課長	一人	屬
測量助手	若干人	判任技術官
觀測助手	若干人	屬或判任技術官

第四條 部長ハ海軍大臣ノ命ヲ承ケ主管ノ事務ヲ總理ス。(下略)

76. 東海道鐵道 測量に着手(「編年史」第6巻, p. 308)

〔七・二七、東京日日〕此程閣令を以て中山道鐵道を廢し、更に東海道に鐵道を起さるゝ旨を發布せられしが、是より先き既に此議を決せらるゝや、松本一等技師は尾登駿遠の地方へ出張ありて、其線路を再實測して歸京せられ、繼で原口二等技師は相模地方へ出張ありて、同じく線路再實測に着手せられしが、最早荒増整頓せし由なり、此測量の全く整頓せし上にて諸般の計畫を定め、線路を區劃して各地とも同時に起さるゝ見込みなりと聞けり。

77. 山陽鐵道 測量に着手(「編年史」第6巻, p. 320)

〔八・二一、朝野〕山陽道へ鐵道を布設せらるべきの趣は、豫て聞く處なるが、右線路測量は來十一月上旬より着手さる都合なりといふ。

78. 参謀本部の全國測量 尚十箇年を要す(「編年史」第6巻, p. 370)

〔一・二・七、東京日日〕兼てより参謀本部に於て、全國の測量に着手せられ、目下其掛官を各地方に派遣して、細測に従事せしめられ、頗る其整頓を急ぎ居らるゝ由なれども、日本全國の測量を完了せらるるには、尚ほ今後十ヶ年の星霜を経ざれば成就せざるべしと聞く、隨分大事業と云ふべし。

79. 淺草公園地測量 賃地十萬坪 一坪二錢五厘

(「編年史」第6巻, p. 400)

〔一・一五、東京日日〕淺草公園地の測量 ○同公園の地價を測量するため、客年三月初旬より同九月中途、府廳測量掛并に官吏一名宛出張ありて測量せられしが、右の地圖は此程全く整頓したりと云ふ、其の測量によれば、同公園第一區より第七區に至る改正總坪數は、十一萬四千五百六十六坪三合四夕六才(附屬地千束村は除く)にして、内公道三千八百三十五坪三合六夕を減ずれば、十一萬〇七百三十坪九合八夕六才にて、假に傳法院其の他の寺院等を合せて、一萬坪と看做し、差引十萬〇七百三十坪九合八夕六才を人民に貸渡しある内、第七區馬道町は本年一月より地料増加し、第六區は客年十一月より地料減じたるも、僅少なれば總て表裏坪の別なく、平均金二錢五厘とすれば、一ヶ月の収入高金二千五百八十四圓二十七錢四厘六毛五となる、其内より従前の地料千五百一十四圓三十三錢八厘を減ずれば、千四百六十六圓九十三錢六厘六毛六の増額なりと云ふ。

80. 高崎澁川間鐵道 測量に着手したが百姓達は悉く反対

(「編年史」第6巻, p. 480)
〔六・一六、朝野〕上州高崎と澁川との間に輕便鐵道を布設せんと
の計畫ありて、既に其の線路の測量中なるが、西群馬郡三ツ寺村聯合部内
の人民中に苦情を唱ふる者ある爲め、其邊の測量は一時見合せ居たるが、
郡長の出張もありて説諭を加へられしに依り、一旦落付きたる模様なる
にぞ、更に去六日より測量に取掛りしかば、發起者の一人たる某氏が高
崎よりの歸路其模様を見せんとて、三ツ寺村の測量場に立寄り技手に
向ひ、「拙者は群馬鐵道會社發起人 (以下略-知野)

明治二十一年(1888)

81. 陸地測量部條例 (「編年史」第7巻, pp. 70~71)

〔五・一四、官報〕勅令 ○朕陸軍參謀本部條例、陸軍參謀職制、陸
地測量部條例制定ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十一年五月十二日

(中略-知野)

陸軍參謀本部條例

(中略-知野)

第五條 陸軍大學校(當分ノ内)及陸地測量部ハ、陸軍參謀本部ノ管轄
ニ屬ス。

(中略-知野)

陸地測量部條例

第一條 陸地測量部ハ陸地測量ヲ施行シテ兵要及一般ノ國用ニ充ツ可キ
内國圖ヲ製造スル所トス。

第二條 陸地測量部ニ三角科、地形科及製圖科ヲ置キ、各科ヲ數班ニ分
チ、又別ニ修技所ヲ置ク。

(下略)

82. 水路部條例制定 (「編年史」第7巻, pp. 93~94)

〔六・二七、官報〕勅令 ○朕海軍水路部官制ヲ廢シ、水路部條例
ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十一年六月二十六日

内閣總理大臣伯爵 黒田清隆

海軍大臣伯爵 西郷從道

勅令第四十九號

水路部條例

第一條 水路部ハ水路ヲ測量シ、兵要及一般ノ海圖ヲ調製シ、水路誌ヲ
編纂シ、圖誌測器ノ配備其他航海ノ保安ニ關スル事項ヲ掌ル所トス。

第二條 水路部ニ測量科、圖誌科、測器科、計算科ヲ置ク。

第三條 水路部ニ左ノ職員ヲ置ク。

部長 大佐 一人

測量科長 佐官 一人

圖誌科長 少佐 一人

測量班長 少佐 三人

測器科長 大尉或ハ大技士一人

圖誌科僚 大尉 二人

測量士 尉官或ハ技士九人

測量助手 上等技士若干人

計算課長 屬 一人

製圖手 技士若干人

第四條 部長ハ海軍參謀本部長ニ隸シ、部事ヲ整理シ其責ニ任ズ。

(下略)

83. 測量標ニ規則 (「編年史」第7巻, p. 112)

〔七・二四、官報〕勅令 ○朕、測量標規則ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布
セシム。

御名御璽

明治二十一年七月二十三日

内閣總理大臣伯爵 黒田清隆

陸軍大臣伯爵 大山 巖

海軍大臣伯爵 西郷從道

勅令第五十八號

測量標規則

第一條 陸地測量部及水路部ニ於テ測量標設置ノ爲メ數地ヲ要スルトキ
ハ、官有地第三種第一項ノ土地ニ在テハ其所轄縣ニ通知スベシ。

宅地ニ非ザル民有地ニ在テハ之ヲ買上ゲ又ハ相當ノ借地料ヲ給シ一時之
ヲ借入ルベシ、其所有者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ。但測量標數地ヲ買上ゲ
ントスルニ當リ其所有者借地料ヲ要セス永遠貸地ト爲サンコトヲ望ムト
キハ格別トス。〔下略〕

明治二十二年(1889)

84. 參謀本部條例ニ制定さる (「編年史」第7巻, p. 245)

〔三・九、官報〕

(前略-知野)

明治二十二年三月七日

(中略-知野)

參謀本部條例

第一條 參謀本部ハ之ヲ東京ニ置キ、出師、國防、作戰ノ計畫ヲ掌ドリ
及ビ陸軍參謀將校ヲ統轄シ、其教育ヲ監督シ、陸軍大學校、陸地測量部
ヲ管轄ス。〔下略-知野〕

85. 陸地測量官々制 (「編年史」第7巻, p. 247)

〔三・一五、官報〕勅令第三十四號

(明治二十二年三月十四日)

陸地測量官官制

第一條 陸地測量ノ業務ニ經事セシムル爲メ陸地測量官ヲ置ク。
(下略)

86. 軍艦條例ニ公布 (「編年史」第7巻, p. 293)

〔七・二四、官報〕勅令第九十九號

(明治二十二年七月二十三日)

軍艦條例

(前略-知野)

第三條 軍艦艦隊ニ編入セラレ、又ハ警備練習測量其他特別ノ役務ニ服
スルトキハ、之ヲ在役艦ト稱ス。

明治二十三年(1890)

87. 高崎澁川間馬車鐵 線路實測に着手 (「編年史」第7巻, p. 356)

〔一・三、東京日日〕高崎停車場より越後街道澁川に達する馬車鐵道
は、目下線路の實測中なるが、前橋より同所へ敷設する同鐵道は已に實
測を了りたるより、來春早々工事に着手するよし。

88. 陸地測量標條例 (「編年史」第7巻, p. 409)

〔三・二七、官報〕法律第二十三號

(明治二十三年三月二十六日)

陸地測量標條例

第一條 本條例中測量標ト稱スルモノハ三角點標石、水準點標石、規模
標、測旗、假杭トス。〔下略〕

89. 水路測量標條例公布 (「編年史」第7巻, p. 440)

〔五・二七、官報〕法律 ○朕、水路測量標條例ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ
公布セシム。

御名御璽

明治二十三年五月二十六日

内閣總理大臣伯爵 山縣有朋

海軍大臣伯爵 樺山資紀

法律第三十八號

水路測量標條例〔略〕

明治二十六年(1893)

90. 參謀本部の陸地測量事業 (「編年史」第八巻, p. 364)

〔二・一、東京日日〕

參謀本部陸地測量部にては、毎年春秋二季に測量技師、技手を各地に
派遣し測量を爲さしめしが、本年は播州及び鳥取等へ向け、來月上旬よ
り此等百餘名を派遣するよし。

91. 參謀本部條例ニ改正 (「編年史」第八巻, p. 466)

〔一〇・四、官報〕勅令第百七號〔明治二十六年十月三日〕

參謀本部條例

(中略-知野)

第四條 參謀總長ハ陸軍參謀將校ヲ統轄シ、其教育ヲ監督シ、陸軍大學
校、陸地測量部及在外國公使館附陸軍武官ヲ統轄ス。〔下略-知野〕

明治二十七年(1894)

92. 耐水地圖發明 測量手山田國三郎が (「編年史」第9巻, p. 51)

〔四・一一、時事〕陸軍參謀本部陸地測量部に奉職する陸軍測量手山
田國三郎氏は、耐水地圖發明のかどを以て、去月三十日陸軍大臣より左
の賞状に金二百圓を下賜せられたるよし。

陸地測量手 山田國三郎

多年學理を研究し、刻苦勵精遂に軍用上必須缺くべからざる耐水地圖を
發明し、我軍事に上偉大の宏益を與へ、其功勞顯著なりとす、依て爲其
賞金二百圓下賜。

明治二十八年(1895)

93. 熱田灣築港測量 (「編年史」第9巻, p. 231)

〔四・五、日本〕熱田灣築港測量の模様をきくに、熱田全灣を七丁毎
に横斷區劃を爲し、平均干潮以下十五尺の處迄は目下測量済の由。同灣
の淺きに就ては人皆埋沒の致す所なりと云へども、岡岳の脈勢直に海底
に接續せしものなれば、天然の岩礁多く、之を開鑿せんには非常の費額
を要すべしと云ふ。

94. 西藏地圖の完成 北京の同文館で (「編年史」第9巻, p. 273)

〔七・七、東朝〕從來西藏地方は精密の測量を行ひたることなく、其
地圖は最も不完全なりしが、曩に印度との陸路貿易條約を締結せしより、
該地方を實測するの急を認め、北京同文館より銘葆直、斌誠齊二人を
派遣して測量製圖の事を專任せしめ、近頃略ぼ竣功を告げたりと。

明治二十九年(1896)

95. 參謀本部條例改正 (「編年史」第9巻, pp. 407~408)

〔五・一一、官報〕

(中略-知野)

明治二十九年五月九日

(中略-知野)

第四條 參謀總長ハ陸軍參謀將校ヲ統轄シ、其教育ヲ監督シ、陸軍大學
校、陸地測量部及在外國公使館附陸軍武官ヲ統轄ス。

(下略-知野)

96. 中央高架鐵道測量 (「編年史」第9巻, p. 460)

〔一〇・二四、國民〕芝區新錢座町、麹町永樂町間の高架鐵道線路は、
工學士小山技師主任にて實測中なりしが、本月中には測量を了ふる筈な
りと、又其の測量の結果に依りては、多少線路に變動を生ずるやも知れ

ざれど、已に確定したる中央停車場の位置、其他線路中異動を生ぜざる部分に限り、土地買収の手續をなせりと。

■明治三十年(1897)

97. 水路部條例改正(「編年史」第10巻, p. 63)

〔四・一二、官報〕勅令 ○朕、水路部條例ノ改正ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十年三月三十日

内閣總理大臣伯爵 松方正義

海軍大臣 侯爵 西郷從道

勅令第八十三號

水路部條例

第一條 水路部ハ之ヲ東京ニ置ク

第二條 水路部ハ水路ノ測量、水路圖誌ノ調製、其ノ他航海ノ保安ニ關スル事ヲ掌ル所トス。

第三條 水路部ニ部長ヲ置キ、海軍大佐ヲ以テ之ニ補シ、海軍大臣ニ隷シ、部務ヲ總理セシム。

〔下略〕

■明治三十一年(1898)

98. 測地學委員會(「編年史」第10巻, p. 225)

〔四・二七、官報〕勅令 ○朕、測地學委員會官制ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治三十一年四月二十六日

内閣總理大臣伯爵 伊藤 博文

文部大臣侯爵 西園寺公望

勅令第八十四號

測地學委員會官制

第一條 測地學委員會ハ文部大臣ノ監督ニ屬シ、萬國測地學協會ニ關スル事務ヲ掌理シ、及測地學ニ關スル事項ヲ攷究ス。

第二條 測地學委員會ハ、測地學ニ關シ主任各省大臣ノ諮詢ニ應ジテ意見ヲ開申スべく、又主任各省大臣ニ建議スルコトヲ得。〔下略〕

99. 測地學委員決定 委員長は寺尾壽(「編年史」第10巻, p. 238)

〔五・二四、官報〕敍任及辭令 ○明治三十一年五月二十三日。

東京帝國大學理科 寺尾 壽

大學教授理學博士

測地學委員會委員長被仰付

東京帝國大學理科 寺尾 壽

大學教授理學博士

海軍少將 肝付 兼行

陸軍工兵大佐 田坂虎之助

農商務技師 巨智部忠承

理學博士

東京帝國大學理科 田中館愛橘

大學教授理學博士

中央氣象臺技師 中村 精男

海軍技師 伊藤 直温

文部省參事官 福原敏二郎

測地學委員會委員長被仰付(各通)

100. 萬國測地學協會委員(「編年史」第10巻, p. 264)

〔七・一二、官報〕敍任及辭令。

測地學委員會

委員理學博士

田中館愛橘

會臨時委員

木村 榮

本年十月三日、獨逸國ニ於テ萬國測地學協會定期總會開設ニ付、委員トシテ參列被仰付(各通)

■明治三十二年(1899)

101. 參謀本部條例改正(「編年史」第10巻, p. 343)

〔一・一六、官報〕

〔中略-知野〕

明治三十二年一月十四日

〔中略-知野〕

第四條 參謀總長ハ陸軍參謀將校ヲ統督シ、其教育ヲ監視シ、陸軍大學校、陸地測量部、陸軍文庫及在外國公使館附陸軍武官ヲ統轄ス。

〔下略-知野〕

■明治三十三年(1900)

102. 水路部條例改正(「編年史」第11巻, p. 69)

〔五・二五、官報〕勅令 ○朕、水路部條例ノ改正ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。御名御璽

明治三十三年五月二十四日

海軍大臣 山本權兵衛

勅令第二百二十五號

水路部條例

第一條 水路部ハ之ヲ東京ニ置ク

第二條 水路部ハ水路ノ測量、水路圖誌ノ調製、航海ノ保安、測量、水路官ノ勤務及教育ニ關スル事ヲ掌ル所トス。〔下略〕

103. 萬國測地學協會及萬國物理學會ニ長岡半太郎出席

(「編年史」第11巻, p. 64)

〔五・一五、官報〕敍任及辭令。

東京帝國大學理科 長岡半太郎

大學教授理學博士

佛國巴里府ニ於テ萬國測地學協會第十三回總會及萬國物理學會開設ニ付委員トシテ參列被仰付

(五月十四日內閣)

■明治三十六年(1903)

104. 測地學委員會の國際的事業(「編年史」第12巻, p. 54)

〔四・二〇、官報〕測地學委員會 ○測地學委員會ハ、文部大臣ノ監督ニ屬シ、萬國測地學協會ニ關スル事務ヲ掌理シ、及測地學ニ關スル事項ヲ攷究スル所トス。

本會ニ於ケル諸般ノ設備ハ、逐年完整ノ域ニ向ヒ、前年度ノ設計ニ係ル相模野基線尺試驗室ハ、本年度ニ於テ落成ヲ告ゲ、基線尺室兼振子室ハ適當ナル建築用材料ノ調査中ナリ。而シテ本年度内ニ於テ購入又ハ注文シタル諸器械ノ重要ナルモノヲ舉グレバ、經緯儀、照準器、精密水準儀、子午儀、測遠鏡、寫眞測量器、吸氣器附寒暖計、日記寒暖計及日記晴雨計等ナリ。

又測地事業ニ關シ重要ナルモノヲ舉グレバ、東京ニ於ケル緯度變化觀測、潮ノ觀測結果調査、水澤ニ於ケル地動觀測及氣象觀測、東京及沼津、静岡、濱松、岡崎、岐阜、彦根、京都、名古屋、上野、(伊賀)、鎌倉等ニ於ケル重力測定、相模野ニ於ケル基線尺試驗室構造實驗ニ關スル件等トス。

本年度内ニ於テ委員會會儀ヲ開キタルコト四回ニシテ、其議決事項中重要ナルモノヲ舉グレバ、前年度中注文ニ係ル基線尺及比較器構造ニ關スル件、地動觀測又氣象觀測ニ關スル件、相模野基線尺試驗室ニ關スル件、水澤ニ於ケル天頂儀調査ニ關スル件、測地學用各種ノ機器購入及注文ニ關スル件等トス。〔下略〕

105. 千島海測量艦坐楫 風雪激浪と戦つて海兵魚腹に墜らる

(「編年史」第12巻, p. 70)

〔五・三〇、東朝〕千島海測量の任務を帯びて回航せし軍艦探江は、去廿一日測量艇二隻を率ゐて國後島乳春路に航し、二隻を同島に残して其繫泊地なる根室港に歸航せんとせしに、翌二十二日の朝は風雪甚だしく四方溟漠たりしが、同日午前十一時頃根室灣口を去る凡そ四里、サンコタンと稱する場所に至りて、轟然たる音響の艦底に起ると共に暗艇に乗り上げたり、艦中は驚愕一方ならず、急を根室に報ぜんとて倉皇短艇を續し之れに廿名程の水兵打ちのり、逆まく激浪をついて陸地に達し、續いて艦員一同も上陸せんとせしが、飛雪激しくして海上更に咫尺を辨ぜず加ふるに満身潮水をあびたることとて寒氣骨に徹し、進退自由を得ざりしより、多數は再び本艦に歸へらんと覺悟し、漸く四回まで短艇を往復し、五回目に至りて遂に激浪の爲めに打ち砕かれ、乗組の兵士盡く奔浪に奪ひさらはれぬ、此際九死に一生を得て、からくも岸邊に泳ぎつきしもの數名ありしが、寒氣のはげしきと地理不明の爲めに其處此處と彷徨歩きし末、遂に行方不明となりしもの十一名内七名は根室より救護の爲め來りし人夫のために山間に凍死し居たるを發見せり、又短艇覆没と共に溺死をとげしもの三名あり、死體の判然せしは左の如し。

〔下略-知野〕

■明治三十九年(1906)

106. 萬國測地學協會から日本委員へ感謝(「編年史」第13巻, p. 186)

〔一二・二六、官報〕萬國測地學協會ノ謝辭 ○本年九月アタベストニ於テ開會セラレタル萬國測地學協會第十五回總會ニ於テ、各國委員滿場一致ヲ以テ決議シタル趣ヲ以テ、今般同協會ヨリ在獨逸本邦大使ニ宛テテノ通知アリタリ。

萬國測地學協會ハ、水澤觀測所ニ於テ緯度觀測ヲ擔任セラル、天文學者ノ熱心ニ、且ツ獻身的ナルヲ感謝シ、併テ同觀測所ノ事業ヲ監督セラル、在東京測地學委員會ニ對シテモ、均シク謝意ヲ表ス。

■明治四十年(1907)

107. 陸地測量事業 第三期事業は完了し更に第四期計畫實行

(「編年史」第13巻, p. 302)

〔八・一二、東京日日〕我陸軍の陸地測量事業は、日清戰役後即ち明治二十八年より第一期事業を開始し同卅一年に至りて大體の測量を了り、同卅二年第二期の事業を開始して日露戰役後、即ち卅七年を以て略々之れを完成し、同卅八年より更に第三期計畫事業を開始して今日に至れるが、本期は来る四十二年を以て一先づ終了し、更に四十三年度より第四期計畫實行の筈なり、而して該事業は陸軍に於ける理想的測量事業の漸く三分の一を終りたるに過ぎざれば、全部完成までには、今後尙多數の日子を要すべく、右事業進捗と共に、從來販賣の陸軍地方地圖中秘密圖に編入せらるゝもの次第に増加すべしと云ふ。

■明治四十一年(1908)

108. 參謀本部條例改正(「編年史」第13巻, p. 519)

〔一二・一九、官報〕軍令 ○朕、參謀本部條例ヲ改正シ、之ガ施行ヲ命ズ。

御名御璽

明治四十一年十二月十八日

〔中略-知野〕

參謀本部條令

〔中略-知野〕

第三條 參謀總長ハ參謀ノ職ニ在ル陸軍將校ヲ統督シ、其ノ教育ニ任ジ、陸軍大學校及陸地測量部ヲ管轄ス。〔下略-知野〕